

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

超高齢社会を迎えるにあたり、患者の生命と健康を守り、安全な医療を提供するためには、看護師等が安全で健康に働くことができなければなりません。しかしながら、看護師等の労働環境は依然として厳しくなっており、看護師等の増員や夜勤交替制労働などの労働環境の改善は喫緊の課題となっています。また、介護施設などにおける介護職員の1人夜勤による負担の増大は深刻であり、介護職員の健康だけでなく、患者・利用者の安全と尊厳を守るためにも、労働環境や処遇の改善が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、夜勤交替制労働の具体的な労働環境改善を可能にする看護師等の増員計画の作成と確保策を講じていく必要があります。

誰もが安心して医療・介護を受けられるために、患者・利用者の経済的負担を少しでも軽減することが国民の願いです。

地域医療に必要な病床機能を確保することは、住民のいのちと健康を守り、安心して生活するための基盤となります。地域にとって必要な病床機能を確保した医療提供体制の構築を求めます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国（長野県）に要望します。

- 1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3、患者・利用者の負担軽減をはかること。
- 4、地域医療に必要な病床機能を確保するため、病床削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月14日

内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣
財 務 大 臣
文部科学大臣
総 務 大 臣
長 野 県 知 事

飯山市議会議長 佐藤 正夫